

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ（以下「当法人」という。）の保有する個人情報の取り扱いに関して定めたものであり、個人情報の適正な保護を目的とする。

2 個人情報の保護に関して、この規程に定めのない事項は「個人情報の保護に関する法律」に準拠していなければならない。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（映像、音声も含む）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）をいう。

(2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法（法が委任する令及び規則を含む。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(4) 「個人データ」とは、個人情報のうち、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的にまとめたものをいう。

(5) 「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことができる権限を当法人が有するものをいう。

第2章 管理の体制

(組織)

第3条 当法人は、理事長が個人情報取扱責任者を指名し、個人情報取扱責任者はこの規程に定められた事項を理解し遵守するとともに、職員等に本規程を遵守させる責任を負うものとする。

2 当法人の理事および職員（以下「職員等」という。）及び職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

第3章 個人情報の取得

(利用目的の特定)

第4条 当法人は、個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業（以下「事業」という。）の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

(適正な取得)

第5条 当法人は、要配慮個人情報を含む個人情報を取得するときは、本人から直接取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令等に定めがある場合
- (3) 個人の生命、健康、生活又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) その他、個人情報を本人以外から収集することについて特に必要があり、かつ、本人の権利、利益を不当に害するおそれがないと認められる場合

第4章 個人情報の管理

(適正管理)

第6条 当法人は、事業の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つようにするものとする。

2 当法人は、個人情報の漏えい、滅失及びき損、破壊、改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。要配慮個人情報の漏えいがあった場合は、速やかに本人に通知するとともに、関係省庁に通知するものとする。

3 当法人は、事業を適正に執行する上で保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

第5章 個人情報の利用

(適正利用)

第7条 当法人は、個人情報を事業の目的の達成のために適正に利用するものとする。

(目的外利用の制限)

第8条 当法人は、個人情報を事業の目的を超えて利用（以下「目的外利用」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令等に定めがある場合
- (3) 出版、報道等により公にされている場合
- (4) 公益又は福祉の向上のために特に必要と認められる場合

- (5) 個人の生命、健康、生活又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(第三者提供の制限)

第9条 当法人は、事業の目的の範囲を超えて個人情報の当法人以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 当法人は、個人データを第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録を残さなければならない。ただし、個人データの提供が前条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第6章 保有個人情報の公表、開示

(保有個人情報に関する事項の公表)

第10条 当法人は、保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知りうる状態に置くものとする。

(1) 当法人の名称

(2) 全ての保有個人情報の利用目的（法律の定める例外事項に該当する場合を除く。）

(3) 保有個人情報の取扱いに関する苦情の窓口

- 2 当法人は、本人から、その本人が識別される保有個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知するものとする。ただし、前項の定めによりその本人が識別される保有個人情報の利用目的が明らかな場合、およびその他法律の定める例外事項に該当する場合はこの限りではない。

(保有個人情報の開示)

第11条 当法人は、本人から、その本人が識別される保有個人情報の開示（その本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）に関わる請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法により、あるいは本人の同意があるときは書面以外の方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することによって 次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないものとする。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

(訂正等)

第 12 条 当法人は、本人から、その本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止（以下この条において「訂正等」という。）の申出があったときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(苦情対応)

第 13 条 当法人は、保有個人データの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 7 月 16 日から施行する。（令和 4 年度第 2 回理事会決議）
- 2 この規程は、令和 7 年 6 月 22 日から改正施行する。（令和 7 年度第 1 回理事会決議）